第七十五条第一項中「免許人が第五条第一項、第二項若しくは第四項の規定により免許を受けることができない者となつたとき、又は地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失つたときは、当該免許を受けることができない者となつた免許人の免許又は当該地上基幹放送の業務に用いられる」を「次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　免許人が第五条第一項、第二項又は第四項の規定により免許を受けることができない者となつたとき　当該免許を受けることができない者となつた免許人の免許

二　地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失つたとき　当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許

三　特定地上基幹放送局の免許人のその地上基幹放送の業務に用いられる全ての特定地上基幹放送局の免許がその効力を失つたとき　当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局であつて特定地上基幹放送局以外のものの免許

第八十条の二第二号中「第十七条第二項第二号」を「第六条第二項第九号に掲げる事項について第十七条第二項第二号」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「同条第二項第六号ハ」を「同条第二項第七号ハ」に、「同項第七号」を「同項第八号」に、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」を「第六条第二項第六号に掲げる事項」に改め、同項第四号中「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」を「第六条第二項第六号に掲げる事項」に改める。

第百十二条中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第九条第四項又は第十七条第一項の規定に違反して第六条第二項第六号に掲げる事項を変更したとき。

附則第十五項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（電波利用料の特例）」を付し、同項中「技術基準」を「基準」に改める。

附則第十六項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　総務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、次に掲げる規定による総務省令の制定又は改廃のために、電波監理審議会に諮問することができる。

一　第一条の規定による改正後の放送法（次項及び次条第一項第一号において「新放送法」という。）第九十七条第一項ただし書、第百十一条第一項、第百十三条、第百二十一条第一項又は第百二十二条

二　第二条の規定による改正後の電波法（次条第一項第二号において「新電波法」という。）第九条第四項又は第十七条第一項

2　総務大臣は、施行日前においても、新放送法第二十条の二第一項第一号の規定による指定地上基幹放送地域の指定のために、電波監理審議会に諮問することができる。

（現に認定等を受けている者に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に次の各号に掲げる認定又は免許を受けている者は、総務省令で定めるところにより、施行日から起算して六月以内に、当該各号に定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

一　第一条の規定による改正前の放送法（次条において「旧放送法」という。）第九十三条第一項の認定　新放送法第九十三条第二項第九号に掲げる事項

二　第二条の規定による改正前の電波法第六条第二項に規定する基幹放送局の免許　新電波法第六条第二項第六号に掲げる事項（電波法第五条第四項に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）の一部を構成する設備（電波法第二条第四号に規定する無線設備を除く。）の運用を他人に委託し、又は委託しようとする場合における当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称に限る。）

2　前項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

3　第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

（経営基盤強化計画に関する経過措置）

第四条　施行日前にされた旧放送法第百十六条の四第一項に規定する経営基盤強化計画の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に旧放送法第百十六条の四第一項の認定（旧放送法第百十六条の五第一項の変更の認定を含む。）を受けている経営基盤強化計画については、その実施期間が終了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該経営基盤強化計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた経営基盤強化計画に関する旧放送法第五章第二節第三款の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（電気通信事業法の一部改正）

第八条　電気通信事業法の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「第七条第二項第六号」を「第七条第二項第七号」に改める。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十一号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　日本語教育機関の認定（第二条―第十六条）
第三章　認定日本語教育機関の教員の資格
第一節　登録日本語教員（第十七条―第二十一条）
第二節　日本語教員試験（第二十二条―第二十六条）